

湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 31日

湯河原町長 内藤喜文

### 湯河原町規則第 13 号

湯河原町税条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町税条例施行規則（昭和51年湯河原町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（入湯税の申告期限の特例の要件等）

第11条 条例第37条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次項の申請をした日の属する月（以下「申請月」という。）の前12月間（以下「要件適用期間」という。）における入湯税の納入すべき金額の鉱泉浴場ごとの合計額が180万円以下であること。
- (2) 条例第37条第4項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (3) 要件適用期間において、入湯税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けていないことその他入湯税の申告が適正に行われていると認められること。
- (4) 要件適用期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 申請月の12月前の月の初日までに、鉱泉浴場の経営を開始し、かつ、条例第38条の申告をしていること。
- (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から入湯税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第37条第3項の規定による承認を受けようとする者は、町長に申告期限の特例の申請をしなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

4 町長は、条例第37条第4項の規定による承認の取消しは、入湯税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書により通知するものとする。

5 法第17条の規定による通知等

別表中「第11条」を「第12条」に、

過誤納金還付決議書	様式第5号
過誤納金充当決議書	様式第5号の2
過誤納金還付・充当決議書	様式第5号の3
過誤納金還付通知書	様式第5号の4
過誤納金充当通知書	様式第5号の5
過誤納金還付・充当通知書	様式第5号の6
過誤納金還付請求書(役場提出用)	様式第5号の7

5 法第17条

を

の規定による通知等	過誤納金還付・充当決議書	様式第5号
	過誤納金還付・充当通知書	様式第5号の2
	過誤納金還付請求書(役場提出用)	様式第5号の3

に、	19 条例第37条第2項に規定する 納入申告書及び納入書	入湯税納入申告書	様式第20号
		入湯税納入書	様式第21号

を	19 条例第37条第2項及び第3項に 規定する納入申告書及び納入書	入湯税納入申告書
		入湯税納入書
	19の2 第11条第2項の規定による 申請	入湯税納入申告書の提出期限 特例承認申請書
	19の3 第11条第3項の規定による 通知	入湯税納入申告書の提出期限 特例適用者(承認・不承認)
	19の4 第11条第4項の規定による 通知	入湯税納入申告書の提出期限 特例適用者承認取消通知書

	様式第20号
	様式第21号
等の	様式第21号 の2
等の 通知書	様式第21号 の3

に改める。

等の	様式第21号 の4
----	--------------

」

様式第5号から様式第5号の3までを次のように改める。

様式第 5 号

決 裁						

起案日 年 月 日  
 決裁日 年 月 日  
 通知日 年 月 日  
 支払日 年 月 日

還付・充当決議書

以下の納税者（被保険者）の過誤納金について、還付・充当してよろしいでしょうか。

納付義務者 氏名・名称	
----------------	--

過誤納番号	過誤納発生の理由	過誤納合計額 円	+	還付加算金 円	-	充当合計額 円	=	還付額 円
-------	----------	-------------	---	------------	---	------------	---	----------

(還付加算金額に百円未満の端数がある場合は切り捨てます)

<過誤納の詳細>

科目 期別 (月)	納付すべき額			納付済額			通知書番号	過誤納額		
	金額	督手	延滞金	金額	督手	延滞金		金額	督手	延滞金
合計	円	円	円	円	円	円		円	円	円

<振込先口座> 口座振替、または以前に請求のあった口座を記載しています。

金融機関名		支店名	
口座種別	口座番号	口座名義人	

○還付金の受け取りについて  
 還付請求書が同封されている場合は、押印、必要事項をご記入の上、同封の封筒にてご返信くださいますようお願いいたします。  
 なお、請求書受付後、お振込みまで約1ヶ月ほどかかりますので、ご了承ください。

○別紙<充当先の詳細>について  
 <充当先の詳細>が同封されている場合、過誤納の一部、または全額をまだ納税されていない分へ充当しました。  
 この通知書は充当を受けた税金の領収書に代えさせていただきます。

備考
不明点がありましたら、記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】
-----------

( 帳票整理番号 : )







請求先

## 還付請求書

以下のとおり過誤納金を請求します。

### ■請求者情報

請求日		年 月 日	
請求者	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)	連絡先 (電話番号)	(日中の連絡先を記入してください)

### ■振込先口座情報

利取公用口座受	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します	
以外の金融機関	金融機関名	1 銀行 <input type="checkbox"/> 2 金庫 <input type="checkbox"/> 3 農協 4 ( )
	支店名	<input type="checkbox"/> 1 本店 <input type="checkbox"/> 2 支店
	金融機関コード	支店コード
	口座番号(右づめ)	
	口座種別	
	<input type="checkbox"/>	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他
銀行	金融機関コード	通帳記号
ゆう	9900	1
よう		0
	通帳番号(右づめ)	
	預金種目	
	1 普通	

(注意) ゆうちょ銀行の通帳記号と通帳番号の間に1桁の数字がある場合、その数字は記入不要です。  
公金受取口座設定済かつ公金受取口座利用意思がある場合、口座情報は記入不要です。公金受取口座利用欄にチェック印を記載してください。

口座名義人	フリガナ	
	氏名	

### ■還付金情報

納付義務者		
還付金額	過誤納発生の理由	
年度		
科目	通知書番号	

過誤納番号	備考

(帳票整理番号: )

様式第 5 号の 4 から様式第 5 号の 7 までを削る。

様式第 6 号の 2 及び様式第 6 号の 3 を次のように改める。

様式第6号の2

## 納 税 証 明 書

住所

氏名

年度（賦課年度）			税額		備考
	納付すべき税額（円）	納付済額（円）	納期未到来額（円）	滞納額（円）	

--

上記の通り相違ないことを証明します。

年 月 日


軽自動車税納税証明書（継続検査用）

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

車両番号	
納税済年月日	年 月 日
この証明書の有効期限	年 月 日
備考	

上記車両番号に係る軽自動車税は滞納がないことを証明します。

年 月 日

神奈川県足柄下郡湯河原町長 

- (注) 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。  
 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。  
 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては課税がない旨記載されます。  
 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

様式第 18 号を次のように改める。

神奈川県足柄下郡湯河原町  
原動機付自転車・小型特殊自動車  
標識交付証明書

所有者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
使用者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)				
納税義務者区分					
標識番号					
種別					
定置場					
所有形態					
車名					
車台番号					
型式		型式認定番号			
総排気量又は 定格出力		原動機型式			
長さ	cm	幅	cm	最高速度	km/h
納税義務発生 年月日					
備考		この証明書は原動機付自転車または小型特殊自動車を運行する場合に常に携帯し、吏員の請求があったときは、呈示してください。			

上記のとおり標識を交付したことを証明します。


年 月 日

【お問い合わせ先】

259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1

湯河原町役場 税務収納課

神奈川県足柄下郡湯河原町長 

様式第20号及び様式第21号を次のように改める。

番号

入湯税納入申告書

営 業 所 所 在 地				
営 業 主 の 氏 名				
年度 年 月分 ( 月実績)	税 率	入湯人員	税 額	課税免除人数
	100 円 (日帰り)	人	円	人
	150 円 (宿泊)	人	円	人
	合 計	人	円	人
年度 年 月分 ( 月実績)	税 率	入湯人員	税 額	課税免除人数
	100 円 (日帰り)	人	円	人
	150 円 (宿泊)	人	円	人
	合 計	人	円	人
年度 年 月分 ( 月実績)	税 率	入湯人員	税 額	課税免除人数
	100 円 (日帰り)	人	円	人
	150 円 (宿泊)	人	円	人
	合 計	人	円	人
上記のとおり申告いたします。				
年 月 日				
特別徴収義務者				
湯河原町長 様				

様式第21号

市町村コード			
1	4	3	8 4 7
神奈川県			
湯河原町			
口座番号		加入者	
年度入湯税		月分 (実績)	
指定番号			
氏名	様		
税額	円		
延滞金	円		
	円		
	円		
合計額	円		
税 内 訳	区分	人員	税額
	100円(日帰り)	人	円
	150円(宿泊)		
	計		
納期限			領 収 日 付 印
指定金融機関名 (取りまとめ店)			
取りまとめ店			

上記のとおり通知します。(市町村保管)

市町村コード			
1	4	3	8 4 7
神奈川県			
湯河原町			
口座番号		加入者	
年度入湯税		月分 (実績)	
指定番号			
氏名	様		
税額	円		
延滞金	円		
	円		
	円		
合計額	円		
税 内 訳	区分	人員	税額
	100円(日帰り)	人	円
	150円(宿泊)		
	計		
納期限			領 収 日 付 印
日 計	円		

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード			
1	4	3	8 4 7
神奈川県			
湯河原町			
口座番号		加入者	
年度入湯税		月分 (実績)	
指定番号			
氏名	様		
税額	円		
延滞金	円		
	円		
	円		
合計額	円		
税 内 訳	区分	人員	税額
	100円(日帰り)	人	円
	150円(宿泊)		
	計		
納期限			領 収 日 付 印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎この納付書は、3連1組となっていますので、切り離さずに提出してください。			
納付場所 神奈川県・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨の各県内及び東京都内のゆうちょ銀行・郵便局			

様式第21号の次に次の3様式を加える。

指 定 番 号

入湯税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書

年 月 日

湯河原町長 様

納税者（特別徴収義務者）

住(居)所（所在地）

氏 名（名 称）

個人番号又は法人番号（ ）

電話番号

湯河原町税条例第37条第3項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。

鉾泉浴場	所 在 地	
	名 称	
	経営開始年月日	年 月 日
特例の適用を受けようとする税額		年 月分（ 月末日納期分）以後の税額
要件適用期間における申告納入すべき宿泊税額の施設ごとの合計額		円

注1 「要件適用期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

- (1) 湯河原町税条例第37条第4項の規定による承認の取消しを受けてから、1年を経過していない場合
- (2) 要件適用期間において、入湯税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合
- (3) 要件適用期間において、町税に係る徴収金に滞納がある場合

様式第21号の3

指 定 番 号	
---------	--

入湯税納入申告書の提出期限等の特例適用者（承認・不承認）通知書

年 月 日

（特別徴収義務者）  
 住所（所在地）  
 氏名（名 称） 様

湯河原町長 印

年 月 日付けで申請のありました入湯税納入申告書の提出期限等の特例適用について（承認・不承認）しましたので、湯河原町税条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

鉦泉浴場	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を受ける税額	年 月分（ 月末日納期分）以後の税額	
不承認の場合の理由		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として（湯河原町長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、当該審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る判決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の4

指 定 番 号	
---------	--

入湯税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書	
年 月 日	
(特別徴収義務者) 住所 (所在地) 氏名 (名 称) 様	
湯河原町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
湯河原町税条例施行規則第11条第4項の規定により、次のとおり入湯税納入申告書の提出期限等の特例承認を取り消したので通知します。	

鉦 泉 浴 場	所 在 地	
	名 称	
特例の適用を受けないこととなる税額		年 月分 ( 月末日納期分) 以後の税額
取 消 し の 理 由		

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、湯河原町長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に湯河原町を被告として(湯河原町長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に係る裁決の日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行し、改正後の様式第5号から様式第5号の3まで、様式第6号の2、様式第6号の3及び様式第18号の規定は、令和7年9月16日から適用する。

### (経過措置)

2 この規則による改正後の湯河原町税条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に特別徴収義務者が納入すべき入湯税について適用し、同日前に納入した入湯税又は納入すべきであった入湯税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。